

内閣閣甲第四十一号

昭和二十二年一月三十日

書記官長

内閣書記官長

樞密院書記官長 殿

事務官

(一) 官吏その他の者の爭議行為に関する件

すことのできない官吏その他の者が法律に違反して爭議行為をなしたときは服務違反として懲戒処分を爲さねばならぬこととなるのであつて法律の執行に当るべきものが自ら申合せて法律を無視し之に違反する行動に出るが如きは國家組織の根本を破壊し社会全般の秩序に重大なる悪影響を及ぼすものであつてこの点は官公吏の本質に関するものであるから軽々に看過することの出来な、重大事であると信ずる。よつて今回中央労働委員と連絡し政府の同法第八條及び第三十八條の適用範圍に關する解釋が別紙のとおり明確にされたこの機会に改めて全關係職員個々に右の趣旨を周知徹底せしめ違反行為の生じないように至急適切なる方法を講せられたい。

(二) 労働關係調整法第四十條の適用に関する件
標記の件について本日別紙の余り關議了解事項として決定した。右命令によつて通達する。

労働関係調整法第八條及び第三十八條の適用
 範圍について

第八條の公益事業の範圍

(一) 運輸事業

- (1) 運輸事業にして公益事業と認められるものの範圍は概ね左の通りとする
 - (イ) 一般公衆の需要に應じ、鉄道軌道上より又は一定の路線を定め定期的に自動車
 を運行し、若しくは命令航路その他公共の爲不可欠なる航路により、旅客又は貨物
 を輸送する事業、但し遊覧のみを目的とするものを除く
 - (ロ) 小運送業（船舶若しくは軌道の爲す物品運送又は此等の運送機関と連運送を爲す
 運送機関に依る物品運送の運送取扱業又は運送代弁業、及び鉄道又は軌道
 に附随し又は之を利用して爲す陸上の物品運送業）
 - (ハ) 及び(ロ)の事業と一体をなす港湾運送業（海上運送に附随して貨物の積積又は
 陸揚のための荷捌積卸又は解又は成船による運搬をなす事業及びこれらの作
 業の請負をなす事業）
 - (ニ) 前各項の事業には、その事業遂行に不可欠なる信号監視（以上燈台によるもの）を
 含む通信及び修理保全等の業務を含むものとする
- (2) 従つたの如きものは公益事業と認めない
 - (イ) 合社工場事業場、官公衙署が専ら自らの業務上の用に供するため行ふ運輸事業
 (ロ) 路線を定めず若しくは定期的にばい貨物自動車運送事業（小運送業として行はれる
 ものを除く）及び旅客自動車運送事業
 (ハ) 馬牛荷車リヤカーノリ等による運送事業（小運送業として行はれるものを除く）
 - (ニ) 郵便電信電信の事業

- (三) 水道、電気又はガス供給の事業
 - (イ) 水道、電気又はガス供給の事業にして公益事業と認められるもの、範圍は左の通り
 とする
 - (ロ) 直接一般公衆の需要に應じて水、電気又はガスを供給する事業
 - (ハ) 前号の事業に對してその事業用として水、電気又はガスを供給する事業
 - (ニ) 運輸事業に水、電気又はガスを供給する事業
 - (ホ) 前号の郵便電信電話の事業に電気を供給する事業
 - (ヘ) 前号の郵便電信電話の事業に電気を供給する事業

註
 一の標準により、警察通信は公益事業でなく、行政事務に属す、又鉄道電話は電話
 事業としては公益事業でないが、運輸事業の一部として公益事業と認められる。
 二の標準により、警察通信は公益事業でなく、行政事務に属す、又鉄道電話は電話
 事業としては公益事業でないが、運輸事業の一部として公益事業と認められる。

(2) 従つて会社、工場事業場、官公庁等が専ら自己の業務上の用に供するたの行ふ水道、電気、ガス供給事業は公益事業と認めない。

(四) 医療又は公衆衛生の事業

医療又は公衆衛生の事業にして、公益事業と認められるものの範囲は疾病、傷疾の治療、助産、傳染病に関する豫防、消毒及び汚物清掃並びに埋火葬等の業務とする。

三、第三十八條の適用可能なものの範囲

第三十八條の適用範囲の認定は左の基準によるものとする。

(1) 本来の行政及び司法事務に従事する者並びに本来の行政及び司法の事務の遂行に不可欠の補助事務に従事する者は適用を受けるものとする。

(2) 国又は公共団体の行ふ企業の中に取と同様のものか現に民間企業として行はれてゐるもの及び企業の性質上民間に於いても行ひ得る事業に従事する者は適用を受けないものとする。

(3) 右により第三十八條の適用の有無の認定が困難なるものについては、国又は公共団体の行政又は司法の事務に従事する官公吏その他の者の争議行為により國政の停滯することを防ぐ労働関係調整法の立法趣旨と、勤労者の団体行動を保障する憲法第三十八條の精神とに基いて之が認定をなすものとする。
右の基準により概ね左記のものを第三十八條の適用なきものとする。

(一) 左に掲げる官公署及び官公署所屬施設の業務に従事する者

(1) 官公署

(イ) 運輸関係

左のものを除く全部

大臣官房、海運総局、陸運監理局(自動車國營課を除く)、高等海員審判所、地方海員審判所、海運局、同支局及び出張所、海運監理部、製氷監督事務所

(ロ) 逓信関係

左のものを除く全部

大臣官房、電波局、航空保安部本部、並に逓信局及び逓信管理部に於ける電波に関する監督事務担当の課又は係

(ハ) 大蔵省関係

専賣局、地方専賣局、同支局及び出張所、印刷局、造幣局、同支局

(ニ) 都道府県市町村関係

交通、電気、水道、ガス事業の経営を専管する局、部、課

(2) 官公署所屬施設

(イ) 試験所、研究所、その他調査研究施設(但し、檢定事務に従事するものを除く)
(ロ) 學校、講習所、その他の教育養成施設
(ハ) 工場、事業場、その他工事業所及び倉庫
(ニ) 公園、運動場、病院、療養所、保健所、その他公共保健衛生施設
(ホ) 図書館、博物館その他の公共文化施設

裏面白紙

- (一) 市場、食堂、浴場その他の公共福利施設
- (二) 養老院、その他の社会事業施設
- (三) 職員の共済福利施設
- (四) 以外の官公署及び官公署所属施設の業務に従事する者の中を掲げる者
- (五) 及びこれに準ずるもの
 - (1) 給仕、小使、掃除婦その他の雑役従事者
 - (2) 門衛、巡視
 - (3) 昇降機、自動車の運転手

備考

本件は中央労働委員会と連絡したものであって、今回の官公職員のゼネストに対しては、之に其正き取扱うまうとする事と

昭和二十二年一月三十日
閣議了解

労働関係調整法第三十六條乃至第三十八條の規定により
法律上明瞭に示されられてゐる争議行為については、
同法第四十條の規定は適用がなない。

(参考) 労働関係調整法(抄)

第四十條 使用者はこの法律による労働争議の調
停をなす場合において労働者がなした発言又は勞
働者が争議行為をなしたことを理由として、その
労働者を解雇し、その他これに對し不利益を取
扱をすることほはできない。但し、労働委員會の
同意があつたときはこの限りでない。